

日本保険学会倫理規則

令和2年3月19日制定

第1条（目的）

日本保険学会（以下「本会」という）会則第2条に規定する本会の目的の実現、会則第9条に規定する除名および懲戒ならびに日本保険学会倫理綱領の実効性の確保のために、本規則において、倫理委員会を設置し、その役割、会員の倫理綱領に反する行為に対する申立て、調査、裁定および処分等、必要な事項を定める。

第2条（倫理委員）

倫理委員会の委員（以下「委員」という）は8名以内とする。

2. 委員の任期は、定時総会での役員改選以後、初めて開催される通常理事会（以下、「通常理事会」という）の翌日に始まり、2年後の通常理事会の日までの間とする。ただし、再任を妨げない。
3. 委員は、評議員改選後に企画委員会の推薦を受けて、理事会が本会の評議員（ただし、理事長・監事を除く）の中から、選任する。
4. 委員に事故がある場合は、理事会は任期中に当該委員を解任することができる。
5. 第4条に規定する申立事項と特別の利害関係がある倫理委員は、調査および議決に加わることはできない。

第3条（会員の懲戒処分の対象となる行為）

本規則において懲戒処分の対象となる行為には、日本保険学会倫理綱領に掲げる行為以外に、次の行為を含む。

- （1）本会会則または規程に違反する行為
- （2）総会、理事会、委員会、その他本会の決定に反する行為
- （3）本会の名誉または信用を傷つけ、その他会員としての品位を損なう行為

第4条（申立て）

会員は、前条所定の行為またはその疑いのある行為を知ったときは、申立てを行うことができる。

2. 申立ては窓口である本会事務局（以下「事務局」という）に対して行うこととする。
3. 事務局は、前項による申立てがあった場合、速やかに理事長に報告する。ただし、理事長が当該申立事項と特別の利害関係がある場合は、理事長の職務代行順位に基づく職務代行者に報告する。

第5条（調査）

前条の申立てを受理した場合、理事長（または前条第3項に定める職務代行者）は、当該申立てに基づき倫理委員会への調査依頼について決定する。

2. 倫理委員会は、当事者および関係者からの事情聴取、必要な資料の収集などにより、当該申立事項について調査する。

3. 倫理委員会は、調査に際し、必要に応じて編集委員会その他の委員会に協力を求めることができる。

4. 倫理委員会は、調査結果を理事会に報告する。

第6条（審理、裁定および処分）

理事会は、前条の倫理委員会による調査報告に基づき、第3条所定の行為の有無および程度について審理し、処分の要否、内容および程度について裁定を行う。

2. 裁定を行うにあたっては、被申立会員に書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3. 理事会は、第3条所定の行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる処分を決定する。ただし、第7号の処分は総会の決議によらなければならない。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 口頭注意 | 口頭にて注意する。 |
| (2) 文書注意 | 文書にて注意する。 |
| (3) 戒告 | 文書にて注意し将来を戒める。 |
| (4) 委員の解任 | 本会の委員に就任している場合に当該委員を解任する。 |
| (5) 会員資格の停止 | 一定の期間を定めて会員の資格を停止する。
(ただし、これにより会費納入義務は免れない。) |
| (6) 退会勧告 | 本会からの退会を勧告する。 |
| (7) 会則第9条第1項に基づく除名 | 会員としての資格を喪失させる。 |

4. 理事会は、前項の決定に基づき（第7号の処分は総会の決議により）、処分を行う。

第7条（処分の通知）

理事会は、前条第3項の処分の決定を行った場合（第7号の処分は総会の決議を経た場合）には、その内容および理由を速やかに当該会員に通知しなければならない。通知を文書にて行う場合は、届出済みの知れたる住所宛に発送することをもって足りる。

2. 前項に規定するもののほか、正当な理由を有する者から請求があった場合に限り、当該処分の内容および理由を通知することができる。

第8条（守秘義務）

理事、監事、委員（第5条第3項に基づく協力の求めに応じた委員会の委員を含む。）お

よび事務局は、第4条ないし第6条で知りえた情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

第9条（規則の改廃）

本規則の改廃は、理事会が行う。

第10条（細則）

本規則の運用に関する細則を定める必要があるときは、倫理委員会が決定の上、理事会に報告する。

付則

1. 本規則は、令和2年4月1日より施行する。
2. 本規則の施行後最初に選任される倫理委員は、第2条の規定にかかわらず別紙のとおりとする。また、その任期は、本規則の施行日より、定時総会での役員改選以後初めて開催される通常理事会の日までとする。

(別紙)

倫理委員一覧

(敬称略 五十音順)

お名前	所属
石田 成則 (理事)	関西大学
梅津 昭彦 (理事)	新潟大学
岡田 太 (理事)	日本大学
黒木 達雄 (評議員)	武蔵野大学
松澤 登 (評議員)	ニッセイ基礎研究所